

平成 2 3 年度 業務実績報告書

平成 2 4 年 6 月

公立大学法人岐阜県立看護大学

法人の概要

1 法人の現況

(1) 法人名

公立大学法人岐阜県立看護大学

(2) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町3047番地1

(3) 設立年月日

平成22年4月1日

(4) 役員の状況

理事長 小西 美智子

理事 黒江 ゆり子

理事 北山 三津子

理事 佐藤 昭三

理事（非常勤）岡安 賢二

監事 浅井 直美

監事 安達 和平

(5) 組織図

別紙のとおり

(6) 職員数（平成23年5月1日現在の教員・事務職員数）

教員 53名（学長含む。） 事務職員 27名

2 法人の基本的な目標

(1) 中期目標の前文

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援のための路を拓いてきた。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績をさらに発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的とする。

前記の目的を達成するため、看護職としての責任を遂行できる人材を育成するとともに、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中核とした看護学にかかる生涯学習を推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努める。

(2) その他法人の特徴として記載すべき事項

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求している。看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行う業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点を置き、人材育成を主眼としている。

近年、ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化している。これらに対応するためには、単に技術や知識を身につけるだけではなく、豊かな人間性と確実な技術力と倫理的判断力が求められている。これらができる人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科のめざすところである。

本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県下の看護職とともに、現地に Outreach 共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学卒業者を含め、看護の実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担う。岐阜県下の看護サービスの向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出し、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

3 設置する大学の概要

(1) 名称

岐阜県立看護大学

(2) 看護学部看護学科の教育理念・目標

ア 教育理念

看護学は、保健師、助産師、看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問である。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追求する。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指している。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授する。これからの看護専門職には、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を発揮できる能力が求められる。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視する。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行う。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追求し、看護実践にかかる研究活動を活発に行う。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組まれている。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入り口を確実に導く。

イ 教育目標

本学で育成しようとする看護職の姿は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できる人である。

そのため、次の能力の育成を目指す。

- ・看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力
- ・生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力
- ・看護の対象となる人とその家族、地域住民等の本来持っている問題解決能力を支え、健康問題の解決に貢献する能力
- ・保健・医療・福祉等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

- ・看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を高め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

(3) 看護学研究科の教育理念・目標

ア 教育理念

看護の諸活動は、人々の生活の営みを健康生活の面から支えるものであり、その中心的課題は人権尊重に基づく自立的問題解決への支援である。この支援では、常に看護サービス利用者中心のあり方が基本となる。

本研究科では、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追究し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指している。この教育・研究活動を通して、国民が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的としている。

イ 教育目標

(ア) 博士前期課程

看護実践の現場で活躍する専門性の高い人材の育成を目指している。そのため、看護実践の現場において利用者の多種多様なニーズを適確に捉え、利用者中心のケアを確実に導くことができることを重視している。

これらの看護職者は、同時に看護実践の特質を踏まえた看護学教育にも関与でき、現職者の看護生涯学習支援に貢献できる人材であり、下記の能力を有する看護の実践的指導者である。

- ・専門性の高い看護実践を遂行する能力
- ・看護の質の充実に向けた改革を実行する能力
- ・多様な関係者の中で、ケア充実に向けた調整・管理をする能力
- ・総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力
- ・各種の専門領域で、後輩の指導を担う能力

(イ) 博士後期課程

看護実践の研究能力を付与する教育を担うことのできる看護職者を育成する。

具体的には、まず大学・大学院における教員として、看護実践の特質を踏まえた教育研究活動を実施できる人の育成である。次に、看護実践現場において必要な人材として、複雑な要因が絡む看護実践の改革を組織的に指導できる実践研究指導者の育成である。

そのために、下記の能力を培う。

- ・保健・医療・福祉施設など、看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解がで

き、実践の改善・改革の研究を指導できる能力

- ・ 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力
- ・ 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力
- ・ 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育(基礎教育)や大学院教育を実施できる能力

(4) 沿革

平成12年4月 岐阜県立看護大学開学

平成16年4月 看護学研究科看護学専攻(修士課程)開設

平成18年4月 看護学研究科看護学専攻(博士課程)開設

平成22年4月 地方独立行政法人法に基づき公立大学法人へ移行

(5) 学生の状況(平成23年5月1日現在の学部学生・大学院学生数)

看護学部 324名

看護学研究科 45名

(6) その他

平成20年4月に看護学研究科専門看護師コース(慢性看護、小児看護、がん看護)を開講した。

大学院博士前期課程に専門看護師コースの第1回修了生2名が、平成23年12月に専門看護師認定審査に合格した(「小児看護」「がん看護」)。

全体的な状況

1 大学の教育研究等の質の向上の状況

本学は平成23年4月1日に平成22年度受審した大学基準協会からの大学評価（認証評価）結果として、大学基準に適合していると認定された（認定期間は平成23年4月1日～平成30年3月31日）。

本学は岐阜県内看護職者の生涯学習支援拠点としての役割を重視し、本学教員と現場看護職者が対等な立場で看護実践の改善・工夫・改革を目指す共同研究事業を開学以来推進している。また大学院看護学研究科博士前期課程で学修する大学院生は現職の看護者であり、それぞれ所属する看護実践現場の改革・改善を研究的に取り組み修士論文・課題研究を完成させている。これらの過程を通して大学教員は、看護実践研究・指導能力を研鑽し、学部及び大学院における看護学教育・研究の質向上を担保している。これらの活動については上記認証評価において、県内の医療施設、保健所、市町村、学校、福祉施設との共同研究等は県内看護の質向上に向けた取り組みとなっていると評価された。また看護学研究科博士前期課程修了時に学生、学生の同僚と上司の3者から看護実践研究に対する評価を得て、看護研究指導方法の改善に繋げている体制も評価された。さらに大学院生指導、共同研究、実習指導、卒業生支援を行う際に、教員による直接面談指導に加えてテレビ会議システムを補完的に使用していることは大学の知的資源を広く利用者が活用できる設備であると評価され、今後は実習指導・研究指導に活用の拡大と設置数の増加を検討したい。

一方認証評価における3項目の助言を受けてそれぞれ検討した。授業評価の学生への公開、シラバス（授業計画）への成績評価方法の明記等については、専任教員が担当している看護学専門科目に関する授業評価の公開内容と方法、成績評価方法を含め学生が自主的に学修を推進できるシラバス（授業計画）案を検討し共有した。今後専門関連科目、教養科目についても実施することを検討していく。大学院博士後期課程における学位授与方針の作成については、大学院課程の教育理念・目標及び教育方法を、利用者である地域の人々にはホームページや大学院案内に、学生には学生便覧に掲載するためにその内容を検討した。大学院担当教員の査定方法の明確化については、博士前期・後期課程別に研究指導教員、授業担当教員、演習担当教員を峻別すると同時に、教員の研究教育能力の育成・活動方法についても検討している。平成23年度の教員業績は、科学研究費補助金代表者は12名、論文投稿は紀要11編、学会誌9編、学会発表40件の研究実績であるが、今後はFD活動や領域単位での研究教育活動を通して、全教員が研究教育能力を研鑽し、大学院研究指導が担当できる教員を増加させていくことは課題であると考えている。

大学のグローバル化が求められる中で、平成23年度は本学の生涯学習支援拠点としての活動のあり方を国際的視点から点検評価するために、WBL（Work Based Learning）に関する研修会を英国から交流のあった講師2名を招聘し9月12～14日に全教員が参加して行った。また、教員の国際的研究能

力を育成するために、海外で開催される学術集會に研究報告する者を支援する海外研修支援事業実施要項を制定し、精神看護学准教授の国際精神看護学会での発表を支援した。

学部教育については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、カリキュラムの検討を行ったが、従来から人々の健康・保健・福祉ニーズに対応した看護職者の人材育成の拠点として看護学教育を行っているため、科目内容・単位数の変更の必要がなく、現行カリキュラムで平成23年度に文部科学省から承認された。

本学は岐阜県内の看護職人材育成の拠点として、また生涯学習支援拠点としての役割を担っていることから、卒業生である看護職者の生涯学習を支援するために、同窓会と協働して卒業生と教員が看護実践の改善・工夫・改革について意見交換する「看護実践を語る会」の第1回を開催した。さらに岐阜県内で就業している卒業生を対象に、職場定着と看護実践研究能力の発展を支援するために、「卒業生研究支援事業」を創設し、平成24年度から運営する体制を整備し、看護人材育成及び生涯学習支援の拠点活動を推進して行く方針である。

2 業務運営の改善及び効率化の状況

法人移行後2年目となるが、昨年度と同様、運営の基盤作りは大きな課題である。法人運営については、法人の中核機関である理事会、経営審議会、教育研究審議会の運営も定着し年間を通じて定期的に開催することができた。専任された外部委員も2年目となり、審議事項についての意見交換を重ねることができた。また、法人と教学組織としての大学の関係も実態を踏まえて対策会議や連携協力委員会を置く関連部会などの業務の見直しを行うなど、より実効あるものへと取り組むことができた。法人移行後、法人と大学がそれぞれ役割機能を分担することとなったが、それを基礎にして双方が一体となって運営されることが有効であり、法人化の意義がある。そのため法人移行に伴い制度化した連携協力委員会制度はその一環であり、法人と大学の連携を図る取り組みとして定着しつつある。小規模大学である本学では、法人と大学が一体となって運営を進めるため、全員での取り組み、全員が共通認識をもって運営に関わっていくことを進めている。そのために、例えばオープンキャンパスやセンター入試などでは全員が関わるよう役割を分担するなどして全員参加を促すとともに、大学として引き受ける事業についても各専門領域が順番に担当するなどとしている。また、今後の職員評価制度において法人・大学運営の参画についても評価に加えるなどの工夫を行っていることとしている。

人事に関しては、職員採用計画に基づき法人の事務職員の採用試験を初めて実施するとともに、併せて県職員の割愛採用も行い、計2名を法人職員として採用することとした。その結果、平成24年度は県からの派遣職員について2名解消することとなった。また、事務職員の採用と同時に職員の研修計画

を策定し、大学における人材育成を計画的に進めていくこととした。大学の人材育成は、より専門性の高い職員の育成とともに組織の構成員全員で育成していくことを目指している。

一方で、大学の質の向上は、それを担う職員の質の向上がなければ成り立たない。各自研鑽に努めているものの、大学としてそれを評価しより高いものへと進める必要がある。そのため評価のあり方を定め、今後の評価制度構築の指針とした。なお、契約職員についても法人移行後のあり方を定め、今後体制を整備していくこととした。

教育研究の担い手である教員の確保については、教育研究活動に支障のないよう退職者や欠員の補充に努めた。看護学教員については、なお全国的にも人材不足が続いており、補充にあたっては情報収集を行い、適切な人材確保に努めるとともに併せて任期付教員制度の活用も図った。

事務の改善、効率化への取り組みについては、法人移行後の独立した組織として業務の基礎となる事務の手引きやマニュアルの作成に取り組んだ。これまで県の機関として県で作成された統一の基準や要領に基づき行っていたが、法人移行後は独自のものが求められるところであり、できるだけ早い時期にすべての業務において作成していくこととしている。

危機管理については、東日本大震災を契機に災害への備えが喫緊に求められるところであり被災時における食料、水などの非常備品の整備に努めるとともに被災時の具体的な対応について今後検討を進めることとした。平常時における日常的な学内の安全点検や防災訓練、あるいは学生の大学生活上の安全予防研修などについては引き続き実施した。

3 財務内容の改善の状況

本学は看護学部看護学科のみの単科大学であり、他の総合大学に比べ授業料などの自己財源の他に大きく期待できる財源に乏しく、財源の大幅な増加は難しい。しかしながら、その中で教育研究機関として可能な限り自己財源の確保に努めている。科学研究費補助金は研究活動の充実とともに外部資金としての性格を持つことから本学においてもその獲得の向上に向けた取り組みを行った。また、教員が独自に外部資金の獲得ができるよう公募状況を周知している。

さらに、学外者の大学施設の利用について有料化を実施し、少額ではあるが財源確保に取り組んだ。また、低金利の中ではあるが、法人移行2年目にあたり、年間の資金の計画執行が可能となったことから資金運用を行った。その他、複数年契約の実行、節電への取り組みなど、各種業務を見直しながら経費の節減対策を実施した。

いずれも大学の力の維持、向上とのバランスをとりながら進めていくとともに、財務内容の改善により大学の新たな展開に繋げていくことを目指す。

なお、前年度の改善の取り組みの結果、概ね5千万円程度の剰余金が生じた。これについては、2～3年の動向を見ながら今後の大学の経営戦略に反映させていくこととする。

4 自己点検・評価及び情報提供の状況

大学は、学校教育法に定めるところによりその教育研究水準の向上に資するため教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表することが求められている。また、同時に7年間ごとに外部の認証評価機関により評価を受けなければならないこととされている。本学においては従前から教育研究及び大学運営について毎年自己点検・評価を行い、報告書として冊子を作成するとともにそれを基に改善改革に努めている。なお、これに関する報告書として大学の自己点検・評価報告書及び教員のFD活動報告書については2年ごとに作成、学生の健康管理に関する報告書については毎年度作成し、それぞれ公表を行っている。

また、平成22年度において外部認証機関である大学基準協会による外部評価を受け、その結果も公表している。

大学の教育研究の情報提供については、学校教育法施行規則において公表しなければならないとされており、そこに定める事項はホームページ等で公表するとともに、大学独自の事業についてもホームページ等に掲載し、大学がその使命を果たしている姿を公開している。ホームページについては、インターネット社会が生活のあらゆるところに拡大しつつある現在、有効な広報戦略の手段としてとらえ、今後、充実を図ることとしている。

5 その他業務運営に関する重要事項の状況

大学の施設・設備は、教育研究の環境整備の大きな柱として欠かせないものであり、その充実には教職員だけでなく学生の大学生活を送る上で重要なものとなっている。さらに、本学受験の志望動機にも繋がっており、学生募集にも影響を及ぼすものである。本学の施設・設備は、開学以来10年余が経過し、至る所で根本的に修繕しなければならないものや更新しなければならないシステムがあり、早急に対応していく必要に迫られている。このため、経費面を含め長・中期的な修繕等の計画を策定し、次年度以降、計画的に取り組むこととした。

倫理に関しては、研究機関の一つとして研究倫理はもとより、ハラスメントに関する事項や個人情報の取り扱いなど大学特有の問題として取り組みを行っている。研究倫理については審査基準に基づき外部の有識者を含む研究倫理審査部会で審議している。またハラスメントについては相談体制の整備、投書箱の設置の他、研修会を実施し、ハラスメント防止等に努めたところである。

環境に関しては、省エネルギー対策のためエネルギー診断や事務室の照明をLEDに取り替えるなど環境に配慮した取り組みを行った。なお、環境美化活動と意識高揚のため、大学周辺の清掃活動も毎年2回程度実施している。

項目別の状況（小項目別自己評価結果総括表）

大項目	中項目		小項目	通し 番号	自己 評価	検証 結果	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 業務運営体制の構築	ア 大学管理運営の強化	55	III		
			イ 業務実施体制の確立	56	III		
			ウ 法人・大学運営の迅速な意思決定	57			
		(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築		58	III		
		(3) 外部意見の反映	ア 学外有識者・専門家の役員、審議会委員への登用	59			
			イ 県内看護職者の意見等の把握・活用	60	III		
		(4) 業務運営の適正化	ア 内部監査制度の構築	61	III		
			イ 内部監査従事職員の専門性の向上	62	III		
	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(1) 人材の確保	ア 教員	(7) 裁量労働制等働きやすい環境整備	63	III	
				(4) 任期付き雇用制度の創設	64		
		イ 事務職員	(7) 社会人採用枠を含む事務職員プロパー計画の作成	65	III		
	(2) 評価制度の構築			66	IV		
		3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置	(1) 実施体制の充実		67	III	
	(2) 事務職員の育成			68	IV		
	(3) 事務の効率化		ア 大学の特性に適合した会計制度の構築	69	III		
		イ 事務処理マニュアルの整備・業務フローの見直し	70	III			
	4 危機管理に関する目標を達成するための措置	(1) 危機管理マニュアル作成と体制の確立	ア 危機管理マニュアルの作成	71	III		
			イ 安全管理の課題把握、予防対策の推進等	72	III		
		(2) 安全環境の確保と指導	ア 日常の安全環境の確保、防犯・防災等への対策	73	III		
			イ 地域関係者との適切な連携体制の確立	74	III		
(3) 健康危機管理と対策		ア 各種感染症の予防指導の推進	75	III			
		イ 健康危機管理の組織的取組ができる体制の整備	76	III			
(4) 情報セキュリティポリシーの確立			77	III			
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	(1) 外部資金の獲得		78	III	
	(2) その他自己収入の確保		ア 学外者への施設等の有料開放	79	III		
			イ 受益者負担の原則に基づく利用者負担の検討	80	III		
	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	(1) 役員・職員の経営感覚・コスト意識の高揚	81	III			

		(2) 管理的経費の削減	82	II	
	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		83	III	
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	(1) 自己点検・評価結果に基づく改善措置の計画	84	III	
		(2) 機関別認証評価の受審	85	III	
	2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	(1) 紀要等研究成果物のホームページでの公表	86	III	
		(2) 財務諸表等大学の運営状況のホームページでの公表	87	III	
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	(1) 図書館の蔵書充実	88	III	
		(2) 中長期的な施設整備計画の策定	89	III	
		(3) 施設、設備等の適切な維持管理・有効な活用	90	III	
	2 倫理に関する目標を達成するための措置	(1) 法人倫理綱領の策定・個人情報管理の徹底	91	III	
		(2) ハラスメント防止の啓発・相談窓口の充実	92	III	
		(3) 研究費等経費の不正使用の防止	93	III	
	3 環境の保護に関する目標を達成するための措置	(1) 環境に配慮した省エネルギー計画の作成	94	III	
		(2) 環境の保護に関する基本方針の策定	95	III	

項目別の状況（小項目別自己評価結果個表）

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>(1) 人材の育成</p> <p>ア 看護学部看護学科の教育 ヒューマンケアの基本技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。</p> <p>イ 大学院看護学研究科の教育 保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、県民が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を養成する。</p> <p>(2) 学生の確保</p> <p>ア 適切な入学者選抜の実施 大学の教育理念にかなった学生を確保するため、適切な入学者選抜方法を追究し、導入する。</p> <p>イ 広報活動の充実 看護学を志向する者の拡大を図るため、戦略的かつ効果的な広報活動の推進を図る。</p> <p>(3) 学生支援</p> <p>ア 学修支援 学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、図書の実等々の学修環境の整備を行う。 大学院看護学研究科の学生に対しては、社会人学生の置かれている立場に留意し、学修と就業が両立できるように支援する。</p> <p>イ 学生生活支援 学生の健康面や経済面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備の充実を図る。</p> <p>ウ 就職支援 学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。</p>
----------	--

中期計画	通し 番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育		(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育		

<p>(7) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力</p> <p>b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力</p> <p>c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力</p> <p>d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力</p> <p>e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な施行・判断力</p>	01	<p>(7) 確立した卒業時到達目標を基準とした到達度評価と最終学年時の指導の実施方法を試行する。</p> <p>(4) 学生及び教員による授業評価に基づく改善措置の実施体制を充実する。</p> <p>(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、本学科のカリキュラムを見直し充実させる。</p>	<p>(7) 平成24年度から実施する「看護学統合演習」に向けて、教養教育を包含した卒業時の到達目標とその学修支援方法を検討し、4年次生79名に試行した。</p> <p>(4) 授業科目別に当該年度の改善事項、次年度改善計画、他の科目との関連で充実・精選・効果的な方法について、授業担当教員がまとめ、教務委員会で確認し、教授会で周知した。</p> <p>(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、本学科のカリキュラムの見直しと充実を図り、平成23年9月13日に変更承認申請を行い、12月26日に承認された。</p>	
<p>(4) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年時から導入した教育課程を展開する。</p>	02	<p>(5) アドミッションポリシー及び入学者の資質を確認し、一年次の看護学概論について、授業展開のあり方を見直す。</p>	<p>(5) 1年次1セメスターにおける4領域の看護学概論の中で行う看護学概論学外演習において、学生が社会における看護の役割と特性について理解できるように学内グループワークの展開方法を見直し実施した。</p>	
<p>(7) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4年間の学修において教養科目を充実する。</p>	03	<p>(4) 教養科目については、非常勤講師と連携強化を図り、目的の共有により、充実を図る。</p>	<p>(4) 教養科目及び専門関連科目の各学内担当教員は、本学看護学生の特性及び学生の学修状況を非常勤講師が把握して授業展開できるように、学生への授業評価、事前学習の資料作成、参考図書を選定に協力し、学生の教養教育の学修支援に努めた。</p>	
<p>(5) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。</p>	04	<p>(4) 卒業研究について、看護学各領域と教務委員会が連携強化し、充実を図る。</p>	<p>(4) 教務委員会と各領域が協働して、平成24年度から実施する「看護学統合演習」に向けて、卒業研究での学修を踏まえた看護実践能力到達度に関して教務委員会と各領域が連携して検討した。</p>	
イ 大学院看護学研究科の教育				
<p>(7) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力</p>	05	<p>(7) 博士前期課程の看護学特別研究指導方法の充実・向上を目指し、領域を超えた特別研究協働授業を実施し、看護実践研究指導の実績を共有し、四領域に</p>	<p>(7) 1年次における特別研究指導として、事前に学生に報告すべき事項を提示したうえで、7月及び11月に領域を超えた協働授業を実施した。ま</p>	

<p>b 専門性の高い看護実践を遂行する能力</p> <p>c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力</p> <p>d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力</p> <p>e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力</p>	<p>共通する指導内容と水準を確認するファカルティ・ディベロップメントを行う。</p> <p>(イ) 学生及び教員による授業評価を行い、その結果に基づく改善措置を講じる恒常的な体制を充実させる。</p> <p>(ロ) 修士論文の学位審査の透明性・客観性の充実を図る。</p>	<p>た、協働授業に対する教員の実施評価を基にFD研修会を開催し、次年度は学生の授業評価を実施することにした。</p> <p>(イ) 学生及び教員による平成22年度末の授業評価結果に基づき、看護政策論の講師適格者を選任するとともに、全領域とも看護学特論Ⅰは1セメスター、看護学特論Ⅱは3～4セメスターに開講することとした。</p> <p>(ロ) 平成23年度の学生便覧に修士論文最終試験審査基準を明記し、当該基準に基づき審査を行った。</p>	
<p>(イ) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力</p> <p>b 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力</p>	<p>06</p> <p>(エ) 看護実践改革が推進できる能力を育成する研究方法について、継続的に検討する。</p> <p>(ロ) 博士論文の学位審査の透明性・客観性の充実を図る。</p>	<p>(エ) 看護実践改革につながる研究を実施するために、職場における課題を共有し、改善・改革を組織的に推進する方法について、FD研修会で議論した。</p> <p>(ロ) 平成23年度の学生便覧に博士論文最終試験審査基準を明記し、当該基準に基づき審査を行った。</p>	
<p>(ロ) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。</p>	<p>07</p> <p>(カ) 学生の教育背景・実務体験・職位や役割の違いを配慮した看護実践研究指導について検討するファカルティ・ディベロップメントを行い、出願資格審査による認定者に加えて学士課程卒業者に対する指導方法を充実させる。</p>	<p>(カ) 看護実践研究指導を検討するFD研修会を行い、学生の教育背景・職位・役割の違いによる指導方法の工夫点等の指導の実態を共有・検討した。</p>	
<p>(エ) 専門看護師育成コースの充実を図る。</p>	<p>08</p> <p>(キ) 専門看護師コースの看護実習等、専門科目の効果的展開方法を確立する。課題研究については、自施設での当該専門看護師の活動基盤を樹立するための現場改革の研究とし、必要に応じ施設の看護管</p>	<p>(キ) 看護学実習を専門看護師のいる複数の他施設及び自施設で行い、専門性の育成及び自施設での看護実践現場改善に向けた課題研究の推進を支援した。</p>	

		<p>理責任者に働きかける。</p> <p>(ク) 専門看護師コースの専攻分野の拡大に向けた検討を行う。</p>	<p>(ク) 専門看護師教育課程は11課程あり、本学はそのうち3課程を開講している。本学教員の専門領域と県内看護職の需要との関係を、在宅看護、母性看護等について検討した。なお、開設の必要性の意向は高くはなかった。</p>	
(4) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。	09	<p>(ク) 修了生、職場同僚、職場上司の三者による評価を引き続き実施し、その結果に基づく研究科内の意見交換を行い、改善策に反映させる。</p>	<p>(ク) 平成22年度修了者を対象として行った三者評価において、看護実践改革の推進に貢献している評価が多かったことから、現行の指導体制を維持することとした。</p>	
(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施				
(7) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。	10	<p>(7) 入学者選抜方法改善に向けた基礎資料の収集を継続し、選抜方法の適切性の分析・評価を行う。</p> <p>(イ) 入学試験実施体制・成績管理方法について、点検・評価を行い、改善充実のための取組を継続する。</p> <p>(ロ) 入学試験に関する情報開示について、方法の改善に向けた検討を行い、改善を図る。</p>	<p>(7) 入学試験種別毎の入学後の成績、進路等について分析を行い、その結果を基に、県内就職の推進と自ら進路を選択したことが明確になるような面接評価方法に改善した。</p> <p>(イ) 入学試験関係書類の漏洩を防止するため、入試試験実施に係る教職員の書類の保管、管理、回収を徹底させた。</p> <p>(ロ) 入試問題については過去2年間分を閲覧可能とする等の入学試験に関する情報開示の改善に基づき実施した。また、入試問題の開示方法について検討をしていくこととした。</p>	
(4) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。	11	<p>(エ) 学士課程以外の看護職者の出願資格の認定方法について、継続的に評価・検討を行う。</p>	<p>(エ) 従来実施してきた出願資格審査の審査方針を研究科委員会で確認し、今後は、学生募集要項の審査方法に明記する方向で検討した。</p>	
イ 広報活動の充実				
(7) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。	12	<p>(7) オープンキャンパス、大学ホームページ、教員の出張方式による大学説明会、在学生による母校訪問説明会、大学案内等の刊行等を継続実施し、自己点検を行いつつより良いあり方を目指す。</p>	<p>(7) 広報活動対策会議の方針に基づき、オープンキャンパス等広報に関する検討を行い、中学生、高校生及び保護者、教員への理解度が高まるように、内容改善を行うとともに、出張式大学説明会を継続実</p>	

			<p>施した。また、学生は自主的に母校訪問を、3年次生及び4年次生が実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>開催日</th> <th>参加者数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンキャンパス</td> <td>H23. 8. 7～8. 8</td> <td>818名 (H22年度 668名)</td> </tr> <tr> <td>出張式大学説明会</td> <td>H23. 5 月～11 月 7 高校及び 岐阜県看護協会 (H22 年度 6 高校)</td> <td>210名 (H22 年度 153名)</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	開催日	参加者数等	オープンキャンパス	H23. 8. 7～8. 8	818名 (H22年度 668名)	出張式大学説明会	H23. 5 月～11 月 7 高校及び 岐阜県看護協会 (H22 年度 6 高校)	210名 (H22 年度 153名)	
内 容	開催日	参加者数等											
オープンキャンパス	H23. 8. 7～8. 8	818名 (H22年度 668名)											
出張式大学説明会	H23. 5 月～11 月 7 高校及び 岐阜県看護協会 (H22 年度 6 高校)	210名 (H22 年度 153名)											
		(イ) 毎年度実施してきた「本学選択に影響を与えた情報媒体」調査を継続し、効果的方法を採用する。	(イ) 1年次生を対象とした「本学選択に影響を与えた媒体に関する入学時調査」を継続実施し、ホームページの利用者が多かったことから充実方法を検討し、次年度以降のホームページの充実に向けて取り組むこととした。										
(イ) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。	13	(ウ) 県内ニーズに対応した専門看護師コースの志願者を確保するための方法を充実させる。	(ウ) 昨年度実施した県内の認定看護師の活動実態調査結果を認定看護師研修会(11月19日開催 参加者23名)にて説明し、本学の生涯学習支援事業の活用を促した。また、認定看護師との共同研究「医療機関における認定看護師の活動の充実に向けた検討」を開始し、大学院での学修への関心を高めた。										
(3) 学生支援 ア 学修支援													
(イ) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。	14	(イ) 教務委員会と学生生活委員会が協働し、個別指導や面接により、支援体制を強化する。 (イ) 学生に対する教員の自己学習指導の現状と課題を把握し、指導体制の充実を図る。	(イ) 学生生活委員会及び学生相談教員が行う定期的個別面談から得られた課題及びニーズについて、教務委員会及び関連教員が共有し、継続的に学生の学修支援を行う体制として強化した。 (イ) 学生が自己学習できるように、教員が自己学習課題を明確にし成果を確認する学修支援体制として整備していくことを周知した。										

(イ) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。	15	(ウ) すべての科目について、学生の授業評価及び非常勤講師を含む教員の授業評価により、学修支援の充実を図る。	(ウ) すべての科目について、学生の授業評価に客観的指標を導入し、非常勤講師を含む教員の授業評価にはその内容を考慮した学修支援方法を次年度に反映していくようにした。
(ロ) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。	16	(エ) 看護学統合演習の実施及び学生生活実態調査を行い、学修環境及び学生生活について検討する。	(エ) 卒業時到達目標を達成するために、看護学統合演習の授業内容を決定し、案に基づき実施した。また、教務委員会と学生生活委員会が協働して平成23年度学生生活実態調査（11月実施、回収率85%）を実施し、学修支援環境及び学修支援方法について検討した。
(ハ) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。	17	(オ) 平成21年度の学生生活実態調査結果を継続して学修支援の改善・充実に役立てる。	(オ) 平成21年度の学生生活実態調査結果に基づき、主体的な学修支援を目指して、評価方法の記載等シラバスの充実を行った。
(ニ) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。	18	(カ) 看護学研究科博士前期課程の学生の課題を把握し、修学を支援する。 (キ) 博士前期課程特別研究については、学生の職場への報告を強化し、必要に応じ、テレビ会議システム等を活用した支援を実施する。	(カ) 博士前期課程2、3年次生と年度当初に懇談会を開催し、授業で使用する書籍の図書館への配備、指定図書の記載等のシラバスの充実、個別暖房の整備を行った。 (キ) 看護学特別研究について、職場の同僚・上司および看護管理者への報告を半年に1回実施するよう指示するとともに、指導を強化するために、テレビ会議システムの設置施設を1か所増設した。
イ 学生生活支援			
(フ) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等に対する大学の指導体制を確立する。	19	(フ) 自治会・サークルの諸活動及び学園祭等の課外活動に関わる相談・支援を行い、学生生活を豊かにする活動の活性化を図る。	(フ) 学生自治会による岐看祭及びクリスマスコンサート等の開催に際して、学生生活委員会が相談支援を行った。また、サークル顧問教員と学生生活委員によるサークル顧問会議を開催し、各サークルの状況を共有する等、学生の課外活動に対する支援の活性化を図った。 [顧問会議開催日] 2月15日 9サークル中7サークルの顧問が参加
(ヘ) 各種奨学金等の制度に関する情報提供や相談受付等、学生の経済面の支援体制を充実させる。	20	(イ) 事務職員の学生指導に係る専門性の向上を図り、学生生活支援の質を向上させる。	(イ) 学生指導に係る各種研修会等に事務職員を参加させて、学生支援に係る能力の向上を図った。

		<p>(㊦) 大学独自の授業料免除制度を充実させる。</p>	<table border="1" data-bbox="1294 193 1771 751"> <thead> <tr> <th>研修会名</th> <th>参加職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海、北陸、近畿地区 学生指導研究会</td> <td>学務課職員</td> </tr> <tr> <td>ハラスメント研修会</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>岐阜大学保健管理研究 会</td> <td>健康管理室保健師</td> </tr> <tr> <td>ハラスメント相談担当 者セミナー</td> <td>健康管理室保健師</td> </tr> <tr> <td>新奨学金業務システム 説明会</td> <td>学務課契約職員</td> </tr> <tr> <td>大学図書館職員短期研 修</td> <td>図書館司書</td> </tr> <tr> <td>暴力の予防啓発指導者 のための研修</td> <td>健康管理室保健師</td> </tr> </tbody> </table> <p>(㊦) 大学独自の授業料免除制度に基づき、授業料減 免判定会議を開催し、その判定により減免を行っ た。</p> <table border="1" data-bbox="1294 911 1771 1034"> <thead> <tr> <th>セメスター</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度前期</td> <td>全額3人、半額3人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度後期</td> <td>全額3人、半額4人</td> </tr> </tbody> </table>	研修会名	参加職員	東海、北陸、近畿地区 学生指導研究会	学務課職員	ハラスメント研修会	事務局長	岐阜大学保健管理研究 会	健康管理室保健師	ハラスメント相談担当 者セミナー	健康管理室保健師	新奨学金業務システム 説明会	学務課契約職員	大学図書館職員短期研 修	図書館司書	暴力の予防啓発指導者 のための研修	健康管理室保健師	セメスター	人数	平成23年度前期	全額3人、半額3人	平成23年度後期	全額3人、半額4人	
研修会名	参加職員																									
東海、北陸、近畿地区 学生指導研究会	学務課職員																									
ハラスメント研修会	事務局長																									
岐阜大学保健管理研究 会	健康管理室保健師																									
ハラスメント相談担当 者セミナー	健康管理室保健師																									
新奨学金業務システム 説明会	学務課契約職員																									
大学図書館職員短期研 修	図書館司書																									
暴力の予防啓発指導者 のための研修	健康管理室保健師																									
セメスター	人数																									
平成23年度前期	全額3人、半額3人																									
平成23年度後期	全額3人、半額4人																									
<p>(㊧) 学内外での生活における安全管理指導を実施し、学 生各自の防犯対策を確実に導く。</p>	21	<p>(㊧) 学生生活委員会による全学生面接、学年相談教 員による支援など充実を図る。</p>	<p>(㊧) 1、2年次学生の学生生活への適応を支援するた め、学生生活委員会委員と学年相談教員が個別面接 を実施し、課題を教員会議で共有し、学生生活を支 援した。(1年次学生：4-5月、2年次学生：1 月)</p>																							
<p>(㊨) 学校保健安全法に基づく定期健康診断による健康管 理・保健指導を実施する。</p>	22	<p>(㊨) 学校保健安全法に基づく定期健康診断とその 結果について、校医等の指導に基づき保健師による 健康管理と保健指導を行う。</p>	<p>(㊨) 4月に定期健康診断を実施し、保健師が要精検の 学生には受診勧奨、要観察の学生には個別相談・指 導を行った。また、学生が主体的に健康管理できる</p>																							

			<p>ことを目指して、①定期健康診断結果の個別返却時（1～4年次）、②B型肝炎抗原抗体検査結果の個別返却時（2年次）、③小児感染症抗体検査結果の個別返却時（1年次）の各返却時に説明時間を設け、健康相談対応と健康学習支援を実施した。さらに、心の問題の場合は、個別相談をしながら、学内のカウンセリングに繋げたり、学生相談教員の紹介を行った。</p>	
<p>(オ) 学生の健康増進・予防に向けて保健師、校医による助言相談・指導体制を充実させる。</p> <p>また、心の問題については、カウンセリングの実施、学生への対応についての精神科顧問医による助言体制を整備する。</p>	23	<p>(カ) 平常時の健康管理に向けて、内科系非常勤医師及び精神科系非常勤医師（精神科顧問医）の助言相談・協力体制を充実させる。</p> <p>(キ) 心の健康問題については、非常勤カウンセラーの活動を定期的に実施する。また、学生指導に関しては精神科顧問医との相談の場を活用して支援を充実させる。</p>	<p>(ハ) 学生の心の問題に適切に対応するため、精神科顧問医に学生の心の問題について助言を受ける相談会を5回実施した。また、緊急に対応することが必要であった時に、電話による相談を1回行った。さらに、内科的に緊急を要する場合には、校医である内科系非常勤医師に相談し対応した。</p> <p>[相談会]（5月、6月、7月、10月、12月） 相談学生数 延べ17名</p> <p>[電話相談]（6月）</p> <p>(キ) 非常勤カウンセラーによる週1回のカウンセリングの開設を継続した。（利用件数31件）なお、緊急を要する場合は、学生生活委員長に連絡する体制をとった。</p>	
<p>(カ) 学内外における感染症予防行動の実践を追求し、学生の健康に関する自己管理意識を向上させ、これらに基づく健康危機管理実施体制を整える。</p>	24	<p>(ク) 全学的な健康危機管理体制に基づき、各種感染症の予防指導を推進し、学生の自己管理を徹底させる。</p> <p>(ケ) 学生の健康増進を図り、かつ看護専門職としての自覚を持たせるため、大学敷地内の全面禁煙を継続する。</p>	<p>(ク) インフルエンザ感染予防については、流行期前(11月)の健康管理室だよりのテーマをインフルエンザ予防とし、予防方法と感染が疑われた際の対処法について周知を図った。また、健康の自己管理について1事例発生ごとに全学的に呼びかける取組を行った。</p> <p>(ケ) 大学敷地内の全面禁煙を継続実施するとともに、1年次を対象とした「たばこに関するセミナー」を実施し、健康教育を担う看護専門職としての自覚を促した。</p>	

			[セミナー開催日] 10月21日 参加者80名
ウ 就職支援			
(7) 就職体験研修や卒業生との交流会など、学年次の学修進行に適した就職支援体制の充実を図る。	25	(7) 県内施設の協力を得て、学生が看護という仕事の本質や魅力を再確認できる就職体験研修を施設側との共同企画で実施する。	(7) 就職体験研修については、医療施設が独自に開催しているインターンシップ研修が多くなってきている現状を踏まえて、医療施設との共同開催の方法を見直し、平成23年度は医療施設や学生の同意のもと、各医療施設のインターンシップの情報を提供することとした。なお、市町村保健師の職場体験研修については、引き続き、海津市と共同で2月に実施した。
(4) 就職情報の提供、就職相談を行う専門コーナーの充実を図り、学生が利用しやすい環境を整備する。	26	(4) 就職情報の閲覧をしやすくして、学生が進路を選択できるように就職・進路支援室及び自習室を整備する。	(4) 求人情報を職種・地域別にファイリングし、就職・進路支援室で情報を提供した。室内には学生用ホワイトボードや施設見学、就職体験研修などのコーナーを設けて、学生間で情報を交換できるようにした。また、自習室にパソコンを整備し、就職情報を閲覧できるようにした。
(9) 保健師・助産師・看護師・養護教諭など専門分野に応じた進路・就職相談ができる体制を整備する。	27	(9) 就職・進路対策部会を設置し、就職・進路相談など学生支援活動を展開する。	(9) 就職・進路対策部会の構成教員は、看護師、保健師、助産師、養護教諭からなり、専門性を生かした相談体制を継続した。
(エ) 学生にかかわる全教職員による就職支援体制を強化する。	28	(エ) 就職・進路対策部会は広報活動対策会議と連携を強化し、学生を支援する。	(エ) 就職ガイダンスの対象を拡大するとともに開催回数も年1回から2回へ増やし、学生を支援した。 就職者数 76名 県内就職者数 47名 県内就職率 61.8%
(4) 学内LANを利用した国家試験の過去問題の学習など資格取得のための自己学習を支援する。	29	(4) 学内LANを利用して、看護師及び保健師国家試験の過去問題を引き続き提供する。	(4) 看護師・保健師国家試験WEB版の継続活用とともに、自己学習の場として演習室を提供した。

2 研究に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 研究の方向性 教員は、自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。 さらに、県内の看護サービスの質を向上させるための研究に組織として積極的に取り組むとともに、県内の看護実践・看護職者にかかる地域ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。</p> <p>(2) 研究の水準の向上と成果の公表 研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表するとともに、各種学会等に積極的に報告し、外部評価を受ける。 また、法人としても、教員に対して研究成果の公開の機会や共有の場を提供する。</p> <p>(3) 研究倫理の遵守 看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹をなす倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p>
------	---

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 研究の方向性				
ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。	30	ア 教育に対する研究は、看護学領域単位にその専門領域に応じた教育方法を改善・開発できるように検討し推進する。	ア 地域基礎看護学領域では、学士課程における地区診断・地域診断の教授方法を学術集会に報告した。 機能看護学領域では、看護専門職としてのマネジメント能力の育成過程を学術集会、本学紀要に報告した。 成熟期看護学領域では、実習における実践と理論の統合への支援を学術集会、本学紀要に報告した。 育成期看護学領域では、小児看護学におけるアセスメント演習、技術演習を紀要に報告した。	
イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。	31	イ 県内保健・医療・福祉施設の看護職との共同研究を実施し、実践の場における看護サービスの質の向上に寄与する。 ウ 県内各施設の看護ケアの向上に関わる課題を看護部組織と共同で検討し、管理面・教育面を総合的に視野に入れた看護実践の場の改革方法を開発する。	イ 共同研究を24課題実施し、対象施設は74施設、参加看護職等は203名であった。 また、「共同研究報告と討論の会」では現場の看護職者168名と教員参加による10分の発表後に35分の討議を行った。 ウ 看護実践研究指導事業として岐阜圏域の訪問看護ステーション看護職及び助産所助産師とワークショップを行い課題と対策を検討した。	

(2) 研究の水準の向上と成果の公表				
ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活発化を図ると同時に、この取り組みに係る課題把握と対策を行う。	32	<p>ア 学会報告や学術誌・紀要等への投稿実績を各領域で自己点検評価し、教授会等において研究報告の活性化対策に取り組む。</p> <p>イ 県下の看護職者との共同研究活動の内容の充実と研究報告の質の向上を図る。</p> <p>ウ 様々な教育活動や優れた研究成果をホームページで紹介する。</p>	<p>ア 看護教育、看護実践に関する研究を学会や学会誌に報告することを教員会議で呼びかけた。その結果、紀要第12巻1号への掲載は、巻頭言、原著1編、研究報告8編、資料1編で、昨年度と比べ2編増加した。 看護系学会学術集会への発表は40件、学会誌等は9編であった。</p> <p>イ 「共同研究報告と討論の会」報告書の自己点検評価から内容の充実を目的に2年間の研究期間を設けた。その結果、申請件数は4件あった。 また、共同研究はすべて本学倫理審査委員会の承認を得た。</p> <p>ウ 紀要、共同研究、看護実践指導事業の全文はすべてホームページに掲載した。</p>	
イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。	33	エ 教員各自の専門領域に応じた研究を進展させるために、科学研究費補助金等への応募を積極的に行う。	エ 科学研究費補助金の新規応募資格者46名中、申請者数は9名(20%)であった。 平成22年度実績 新規応募資格者50名、申請者数は16名(32%)	
ウ 共同研究事業の報告の充実、同業者レビュー・評価体制の充実、地域貢献に係るパブリックコメント収集体制の整備など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を創出する。	34	オ 看護実践研究の原著を増やすため、共同研究等について、紀要への投稿を促進させる。	オ 共同研究を学会発表した課題は1件であった。	
(3) 研究倫理の遵守				
ア 学外者(看護管理者及び弁護士)を含む研究倫理審査部会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。	35	ア 本学教員等が行う研究についての研究倫理審査を行うため、適切な時期に部会を開催する。	ア 研究倫理審査部会を6, 9, 11, 2月の4回開催し、40件の倫理審査を行った。13件は1回目の審査で、25件は2回目の審査で承認となった。2件は不承認となった。	
イ 学生及び教職員を対象とした実態調査等についても、必要に応じて研究倫理審査の対象とする。	36	イ 外部者を含む共同研究については、共同研究者等に対して当該研究の倫理審査内容・審査結果について十分な情報伝達を行う。	イ 共同研究はすべて本学研究倫理審査部会の承認を必要としたので、倫理審査申請書を共同で作成し、審査結果を共有した。	

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給 法人の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、学部卒業生や大学院修了者の県内での就業と定着の促進を図る。</p> <p>(2) 看護生涯学習支援体制の充実 県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護職者が行う業務改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究等を推進する。</p> <p>(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 保健・医療・福祉など幅広い分野における看護サービスに関する県内のニーズに対応するための支援を行う。</p> <p>(4) 県の看護政策推進への寄与 県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を活用して、県の看護政策推進に寄与する。</p>
------	--

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給				
ア 県内看護職者の取組みや卒業生の県内での活動実践の情報提供等により、県内就職を促進する。	37	ア 学生に対し、県内看護職者の実践改善への取組と本学卒業生の職場適応に関する情報提供を行い、県内就職の促進を行う。	ア 6月に4年次生を対象に県内11医療機関就職ガイダンスを看護部長、卒業生の出席を得て行った結果参加者は25名であった。また、試行として2、3年次を対象に県内11医療機関就職ガイダンスを1月に看護部長、卒業生の出席を得て行った結果、138名の参加があった。個別ブースでは卒業生と学生の話し合いが行われ盛況であり、参加した施設及び学生の双方から好評を得た。	
イ 県内施設での若年看護職の職場定着を促し、臨床研修を支援する。	38	イ 実習施設においては、看護サービスの質向上の課題解決に取り組むとともに、新任看護職の臨床研修の充実を支援する。	イ 久美愛厚生病院において、看護部長、副看護部長、本学卒業生と学長、学部長、領域責任者が意見交換し、看護サービスの課題を検討した。また、県が行う新任保健師研修会に講師を派遣し支援を行った。	
ウ 看護学研究科への県内実務看護職者の修学の促進を図ると同時に、修了者等が取り組む職場での実践改革を支援する。	39	ウ 同窓会と協働して、卒業生の看護実践報告会の開催を検討する。 エ 修了生については、キャリア開発を支援するため職場と調整する。	ウ 11月26日に同窓会と協働で「看護実践を語る会」を開催し、卒業生21名の参加があった。好評であり次年度以降は年2回開催することとした。 エ 第1期の専門看護師課程修了生の認定試験の準備態勢の支援を各職場に呼びかけた結果、2名が受験し合	

			格した。また修了生3名が認定看護管理者の試験に合格した。	
(2) 看護生涯学習支援体制の充実				
ア 大学院研究科を県内看護職者の生涯学習支援の中核機関として位置づけ、現状改革のための看護実践研究能力と専門看護師を含めた高い技術能力の付与にかかわる多様な支援方法を開発する。	40	ア 大学院看護学研究科博士前期課程修了者の追跡調査を行い、本課程の利用者の拡大策及び修了生の看護実践改革に向けた実践能力の支援方法を検討する。	ア 博士前期課程修了者の追跡調査を実施したところ、平成18年度～20年度修了生21名のうち13名(61.9%)、平成21年度～23年度修了生30名のうち16名(53.3%)から回答があった。その結果、修士論文の課題を継続して実践していること、及び成果を学会発表していることが把握できたので、継続して支援することとした。	
イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を通して、県内看護職者に対して改革・改善に自ら取り組むことの意義を伝え、自律的な姿勢と能力を高める活動を充実させる。	41	イ 共同研究事業と看護実践研究指導を継続すると同時に、これまでの実績を分析して看護実践研究の自律的な実施に係る課題を把握する。さらに課題別に集約統合し、看護実践モデルづくりを推進する。	イ 共同研究課題の実施継続期間をみると10年以上が4題、5～9年が8題あり、これら12課題についての研究集積・分析から看護実践モデルを作り、看護実践研究指導事業に発展する可能性を検討した。	
ウ 県内看護職者が取り組む「岐阜県看護実践研究交流会」の諸活動を支援する。	42	ウ 岐阜県看護実践研究交流会が開催する看護実践研究交流会の企画・運営を支援する。	ウ 第9回岐阜県看護実践研究交流会を9月27日に共催し、171名の参加があった。開催にあたっては、演題募集、発表者への倫理的配慮の指導を行い、さらに、開催広報及び運営について協力した。平成22年度修了院生の修士論文報告の座長を教員が行った。 また、岐阜県看護実践研究交流会の会員に行う研究支援事業を、県内10医療機関40名の看護職者に行った。	
エ 県内看護職者に対し本学図書館を開放し、専門職者の基本的要件である図書・文献資料の学習環境を提供する。	43	エ 本学図書館について、県内看護職の利用状況、看護職への文献ガイダンスの実施方法、利用者の声、その他利用上の課題を明確にし、課題解決と整備充実を図る。	エ 県内看護職者4653名が図書館利用者として登録し、学外来館者は延べ6614名であった。文献検索講習会を、利用者の意見を反映して定例開催から随時開催に行うように改善した結果、10回行い、55名の参加があり、このうち1回は学外(岐阜県看護協会)で実施した。	
(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応				
ア 保健・医療・福祉に係る県民ニーズとサービス提供施設側の要望とを合わせて把握し、看護サービスの充	44	ア 県内の専門性の高い専門看護師などの看護職者の充足及び定着を図る方策を検討する。	ア 岐阜県看護協会主催の看護管理者研修会等に教員が参加し、本学大学院の専門看護師教育課程を含めた大	

実を図る方法を追求する。			学院教育を紹介した。	
イ 県内における専門性の高い看護職者の需要分析を行い、育成・供給計画を明らかにする。	45	イ 新たに設置する専門看護師コースについて、県内看護職の需要を把握するために関係機関と継続的に検討する。	イ 博士前期課程修了者の追跡調査等を実施した結果、精神看護の専門看護師コースの開設や必要な単位の取得を希望する回答があった。	
ウ 上記の県内ニーズへの対応については、県の関係機関、岐阜県看護協会と確実な連携を図り、さらには、県内看護系大学等教育機関とも協働しながら取り組む。	46	ウ 岐阜看護協会・岐阜県健康福祉部等との連携による県内ニーズの把握と対応策の検討を行い、今後の連携協力体制を確立する。また、本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜看護協会の「三者連絡協議会」をつくり、協力体制のもと専門看護師・認定看護師の充足を検討する。	ウ 岐阜看護協会主催の認定看護師ステップアップ交流会で平成22年度に行った県内「認定看護師活動実態調査」から得られた課題を報告し、意見交換した。 本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜看護協会の「看護人材に関する三者連絡協議会」は設置されており、必要に応じて協議会委員と意見交換を行った。	
(4) 県の看護政策推進への寄与				
ア 県との連携を図り、県が実施する看護政策の効果的な展開について、大学固有の方法で協力を行う。	47	ア 保健医療計画や看護職者の需給計画の策定、県が行う各種の看護職者への研修等への協力を行う。	ア 看護師等の確保等に関する施策に対する県の看護師等就業協力委員やヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）の策定、推進、評価の見直し等を行うヘルスプランぎふ21推進会議委員に教員が就任し、県施策に対して協力した。	
イ 大学本来の機能を活かし、調査研究や情報収集を行い、看護学教育や人材育成、看護実践の改善に係る課題解決に向けた創造的な提案を行うなど、シンクタンクの役割を果たす。	48	イ 保健師、看護師、助産師及び養護教諭等の研修について、企画・運営・実施・評価に関する支援を行う。	イ 昨年度に引き続き、県が行う「新任保健師研修会」、保健師対象の「ステップアップ後期研修会」、「保健師実習指導者講習会」特別支援学校の看護講師を対象とした「医療的ケア専門研修」、教職員免許更新講習における「障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解」及び「保健室経営の充実」の企画運営を行った。	

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 教育、研究、地域貢献の目標をより効率的・効果的に達成するため、必要な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。</p> <p>(2) 教員の能力向上 より質の高い教育研究を実施するため、研修の充実など教員の能力開発を推進する。</p> <p>(3) 外部諸機関との連携 大学の教育研究活動の充実を図るため、県内の保健・医療機関、福祉施設など外部機関との効果的な連携体制を構築する。</p>
------	--

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 適正な教育研究組織及び教員配置				
ア 本学が掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するための教員体制をつくり、これらを効果的に実行するための運営体制をつくる。 そのために、優れた資質を有する教員を確保し、組織的取組みによって、常にその能力の向上を図る体制をつくる。	49	ア 教員体制は、看護学科の教育を効率的に展開するため、地域基礎看護学・機能看護学・育成期看護学・成熟期看護学の4専門領域の領域責任者を中核に、教育研究実施体制を充実させる。 イ 学内における教員の能力開発については、日々の教育活動を通して職業人としての成長を図り、能力開発ができる体制をつくる。	ア 4看護専門領域責任教員と看護研究センター責任教員からなる「領域責任者会議」を開催し、教員の教育・研究環境に関して意見交換し、運営体制を強化した。 イ 領域単位に共同研究や科学研究補助金の成果を授業・実習に取り入れるとともに、実習の展開方法を担当者間で討議し、教育能力及び研究能力を育成した。	
イ 看護学科の専門関連科目・教養科目、看護学研究科の基本科目においては、広い分野の非常勤講師を効率的に採用し、人材育成基盤の充実を図る。 専門看護師コース科目については、当該分野の専門性にふさわしい非常勤講師の採用を行い、教育の充実を図る。	50	ウ 非常勤講師については、その専門性を審査し的確に配置し、教育効果を上げていく。	ウ 非常勤講師を採用する場合は、教育効果を検討し、本学の教育目標に適合する教員の確保に努めた。「日本の文化と歴史」「岐阜の暮らしと経済」の非常勤講師を、上記の方針に基づき、採用した。	
ウ 専門科目については、臨地実習を含め看護学科の授業科目を担当できる教員体制の充実に努める。	51	エ 実習については、施設別に教員と実習指導者が学修成果を確認・共有し、課題に対して組織的に対策できるようにする。	エ 看護学実習の開始前と終了時以外に加えて、実習中に責任教員、実習学生、施設側指導者、看護実習指導者等とのカンファレンスを実習計画の中に取り入れ、学習成果の共有と課題の解決を行った。	
(2) 教員の能力向上				
ア 本学の理念と目標に沿った教員育成をするために、ファカルティ・ディベロップメント等を実施する。	52	ア 従来から実施してきたファカルティ・ディベロップメント活動に、教養教育等及び共同研究	ア FD活動として、「文部科学省科学研究費補助金申請に向けた研修会」参加教員52名（98%）、「看護専	

		等の研修を統合化し、ファカルティ・ディベロップメント活動を強化する。	門科目の授業内容の理解と卒業時到達目標について」参加者51名(98%)、「看護実践研究指導事業の活性化について」参加者48名(96%)、「キャンパスハラスメント防止教職員研修会」参加者69名(96%)を行った。 また、教養教育のFDを高めるために、初年次教育に関して教育能力開発委員会委員が中心になって、石川県立看護大学教員と意見交換し、能力育成強化に努めた。	
イ 現場看護職と協働した教育体制強化のために、実習施設の看護職を含めたファカルティ・ディベロップメントを行う。	53	イ 臨地実習等に関わる看護職者と大学教員双方の教育能力向上を目指した取組方法を開発する。	イ 領域実習及び卒業研究の実習指導時において、本学教員が、担当教員と全施設の看護責任者・実習指導看護職と卒業生支援を含めて協議し、卒業生の看護実践課題を把握し看護部と支援を含めた対応策について検討した。	
(3) 外部諸機関との連携				
実習施設となる県内施設等の看護職者と連携を図り、看護サービスの質の向上と臨地実習の充実、卒業生の新任期の研鑽の場としての充実を図る。	54	ア 実習施設の看護管理者・臨地実習指導者との連携を深め、当該施設の看護の課題解決に向けた取組を行う。 イ 卒業生の就業している県内施設の職場定着支援と新任期の臨床研修に係る職場支援を行い、施設と本学との協働・連携を充実させる。	ア 羽島市民病院、岐阜県総合医療センター、久美愛厚生連病院と看護人材育成を連携強化して推進する方法および看護課題の共有について、学長、学部長、研究科長、領域責任教授、看護研究センター教員と検討を行った。 イ 新卒者交流会及び卒後2年目卒業生交流会を5月21日と6月23日に本学で行い、教員及び卒業生との意見交換を通して、就業支援と大学院進学等の生涯学習支援を行った。参加者は新卒者が34名、2年目卒業生19名であった。	

○ 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 看護学部看護学科

平成23年度は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴う本学科のカリキュラムの見直しと充実に向けた取り組みを行い、変更承認申請を行った(平成23年9月13日申請、平成23年12月26日承認)。平成23年1月6日に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が公布されたこと、及び文部科学省の「大学における看護系人材育成の在り方に関する検討会」において、学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標改訂版が示されたことに基づき、教務委員会を中核として検討チームを設置し、本学の理念であるところの県民の健康と福祉の充実に貢献し、看護学における理論体系と科学的根拠を身に付け、看護の対象者が遭遇した困難や諸問題について創造的に問題解決行動をとれる能力を育成するような教育課程として一層の検討を行った。それにより、保健師教育科目名の一部変更等を含むカリキュラム変更案を作成し、平成23年9月13日に変更承認申請を行い、同年12月26日に承認を受けた。また、当該変更に伴い、履修規程を変更し、承認されたカリキュラムを次年度4月1日から実施する準備を整えた。

さらに、平成21年度から4年次学生を対象として、卒業時の看護実践能力の到達目標に照らした自己評価、教員による到達度の確認、到達するための学習の補充を強化しており、平成23年度は、次年度からの「看護学統合演習」の本格実施に向けて、全学的取組体制のもとに実施方法を確立した。

教養科目及び専門関連科目においては、生涯にわたり自己の生き方を追究する力を培うことと幅広い視野で学際的な知を活用する基礎力を培うことを目指し、高い専門性と独自性を有する非常勤講師を含めた教員による教育を実施した。同時に、非常勤講師による科目においては、教養・専門関連科目運営委員会及び学内担当教員によるサポート体制を一層充実させ、教育内容の検討及び学生の学修支援を協働で行うことにより、学生の学修支援の質向上を図った。

大学の教育研究の質向上のためには、教職員の能力向上が必須であり、本学科におけるファカルティ・ディベロップメント(FD)活動は、教員の専門領域にとどまらず、本学教員として大学全体への視野をもって主体的に考え行動するための教育能力の開発を目指している。そのため、教員の希望を踏まえた研修会の設定、専任教員が教養・専門関連科目の学内担当教員として授業運営に携わる体制、看護実践の改革につながる共同研究方法の検討会等多様な取組を組織的かつ継続的に実施している。平成23年度は、卒業時到達目標に関する研修会、科学研究費補助金申請に向けた研修会及び初年次教育に関する学外交流等を含めた活動を促進的に行った。

(2) 大学院看護学研究科

平成23年度は、博士前期課程11名、博士後期課程3名が修了し、所属施設で就業を継続している。博士前期課程修了者の内3名は、専門看護師コースの修了者(慢性看護1名、小児看護1名、がん看護1

名)であった。また、22年度に専門看護師コースを修了した3名の内2名が専門看護師認定審査を受験し合格した。今後職場において指導者として活躍が期待される。

教育研究指導改善への組織的取組を行うために、修了者全員(51名)を対象として、在学時の教育内容・方法の評価と修了後の活動実績に関する調査を実施した。その結果、ほぼ全員が「看護実践を研究的にまとめることの重要性を認識した」「看護を考えるうえで視野が広がった」等看護に対する考えが変化したと回答しており、6割以上の者が引き続き現在も看護実践の改善・充実に取り組んでいることがわかった。

また、看護実践の具体的な諸課題に焦点をあて、その解決能力の育成のために、FD研修会を重ねてきており、修士論文の研究指導方法の開発に取り組んでいるが、平成23年度は、看護専門領域を超えた協働授業により、看護実践の課題分析・課題解決のための研究計画立案段階(1年次)における共通の指導方法の基礎を築いた。

2 研究に関する目標を達成するための措置

教員が自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行うことができるための研究基盤の一つとして外部資金獲得に向けた取組を継続的に行った。平成21年度より科学研究費補助金申請に向けたFDを実施しており、平成23年度は前年度に新規申請した9件のうち5件採択されたことにより、教員の23%(12人:新規5人、継続7人)が科学研究費助成事業の研究代表者となった。当該FDを平成23年度は2回開催し、申請予定者が研究計画書を提示して教員間の意見交流を行い、それらの意見を踏まえて申請書を作成し、申請するプロセスを経た。また、当該申請書の作成時点において学長、学部長が申請書の内容を確認し、個別の面談により指導を行った。なお、教員が研究成果を適切な方法で公表して外部評価を受けることができる機会として本学紀要が活用できるように、平成23年度においても投稿を呼びかけ、平成23年度紀要においては原著1編、研究報告8編、資料1編の公表がなされるとともに、助教などの若手教員からの投稿(原著1編、研究報告2編)があり、公表の場としての紀要の内容充実が図られた。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

学部卒業者及び大学院修了者が岐阜県内の看護実践現場でそれぞれ専門性を発揮して活躍できるように、学部卒業者及び大学院修了者が比較的多く就業している県内3医療機関において看護部管理者と学長、学部長、研究科長及び看護学領域責任教授と意見交換を行い、特に看護実践の改革・改善を推進する看護実践研究活動の推進と本学が実施している生涯学習支援の活用に関する課題とその改善策について共有し、今後も交流を深めることとした。

岐阜県看護職と行う共同研究の推進と看護実践改革・改善に活かせるように、共同研究者の自己点検評価を基に、共同研究実施期間を1年または2年間を選択できるようにした。また、県内の看護サービスの質を向上させるための研究への組織的かつ積極的取組を継続して行い、看護実践現場の看護職とともに考える場とする「共同研究報告と討論の会」を2月に開催し、24課題の報告と熱心な討議が行われた。その報告会の開催案内は岐阜県内医療保健福祉機関に送付するとともに、ホームページに掲載し、看護職の参加を促した。専門分野の看護活動課題を抽出しその解決方法を検討するための看護実践研究指導事業として、岐阜地域を対象に「地域における訪問看護ステーションの活動を充実発展させるために」、「助産師の専門性を高める研修プログラムの開発」を行った。岐阜県看護実践研究交流会の会員に行う研究支援事業は、10課題20名の看護職者に行い、昨年に比べて3倍に増加した。今後も交流会の企画運営支援とともに、会員の看護実践改善活動に貢献することとした。

岐阜県が主催する「新任保健師研修会」は2日間で参加者22名、「保健師ステップアップ前期研修会」は2日間で参加者15名、「保健師実習指導者研修会」の個別及び集団にそれぞれ講師を派遣し、保健師の質向上に貢献した。岐阜県教育委員会に協力し特別支援学校看護講師対象の「医療的ケア専門研修」は2日間30名参加、教職員免許更新講習では養護教諭分野で「障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解」は6名、「保健室経営の充実」は24名が参加し、養護教諭の質向上に、それぞれ貢献した。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

教員の教育研究活動については、地域基礎看護学、機能看護学、育成期看護学、成熟期看護学領域及び看護研究センターが、教員の専門性を尊重し自主的に活発な教育研究活動の取組を推進し、同時に組織構成員としての協調性を持って、相互に協力支援する体制を推進するために各領域に責任者を置いているが、その責任者の選出方法について「看護学領域・看護研究センター責任者の選出に係る申し合わせ」を作成した。教員人事構成、教育研究活動への支援のあり方等について、責任者と学部長・事務局長・学長と随時会議を開催し意見交換し、教員の教育研究活動を推進した。

学部及び大学院の教育研究に関する重要事項は教授会及び研究科委員会で審議し、領域責任者及び看護研究センター責任者がその結果を各教員に説明する体制に加えて、教員全員が理解する必要のある教育研究活動及び大学運営方針を周知するために、定例教員会議の開催回数を4回から6回に変更した。そのうち2回は教養・専門関連科目運営会議と同日に開催し、教員の運営会議への参画を促し学部の非常勤講師への授業運営支援体制を強化した。非常勤講師の専門性と本学教育との整合性を保持し、教育の質を保持するために、専門科目は各看護学領域で検討しているが、教養科目及び専門関連科目については、教養・専門関連科目運営委員会が審議している。教養科目は必修科目として生涯体育、英語、日本語、情報があり、英語と情報は専任教員が担当している。一方、選択科目である人間の理解群6科目、世界の理解群14科目、地域社会の理解群11科目は科目ごとに非常勤講師を選任している。この3選択科目群につい

て共通性と関連性を視点に、専任教員の最低担当科目数である3科目以上を担当可能な分野を検討したが、該当する科目群は明確にならなかった。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期 目標	(1) 業務運営体制の構築 機動的かつ弾力的な法人運営を行うために、理事長(学長)のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を確立し、小規模法人にふさわしい業務運営体制を構築する。
	(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築 効率的な業務運営を図るために、教員と事務職員の連携・協力体制を構築する。
	(3) 外部意見の反映 役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図り、外部の視点を生かした幅広い法人運営を行うとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映した人材育成を行うなど、地域に開かれた法人運営を目指す。
	(4) 業務運営の適正化 法人の業務運営の適正化を確保するため、内部監査の充実を図る。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証									
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等								
(1) 業務運営体制の構築																			
ア 理事会を中心とした業務運営体制を構築するとともに、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。	III					55	ア 法人及び大学運営にあたり、経営審議会及び教育研究審議会に対し、より多くの意見を求める。	ア 定期開催（3月及び6月）に加え、各委員に面談する持ち回り審議を実施し、法人運営に対する意見を拝聴した。	III										
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>提案者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月理事会</td> <td>非常勤理事</td> <td>プロパー職員採用時の集団面接の必要性</td> </tr> <tr> <td>12月持ち回り審議</td> <td>経営審議会委員</td> <td>開学に関わった職員へのインタビューを盛り込むなど記念誌の工夫</td> </tr> </tbody> </table>	実施日				提案者	内容	6月理事会	非常勤理事	プロパー職員採用時の集団面接の必要性	12月持ち回り審議	経営審議会委員	開学に関わった職員へのインタビューを盛り込むなど記念誌の工夫
実施日	提案者	内容																	
6月理事会	非常勤理事	プロパー職員採用時の集団面接の必要性																	
12月持ち回り審議	経営審議会委員	開学に関わった職員へのインタビューを盛り込むなど記念誌の工夫																	

イ 6年間の見直しに基づく業務実施体制を確立する。	III				56	イ 今後、順次採用するプロパー化していく法人職員の業務実施体制に合わせ、事務局契約職員（非常勤職員）の雇用制度の見直しなど推進体制を検討する。	イ プロパー職員の採用を見据えた契約職員の雇用方針を作成した。検討にあたっては、全国の公立大学法人に非常勤職員の労働条件調査を9月に実施し、検討の参考とした。	III		
ウ 理事長、常勤理事等で構成する法人・大学管理運営会議を設置し、法人及び大学運営の迅速な意思決定を図る。	III				57		中期計画達成済			
(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築										
教員と事務職員が各々の専門性を十分に発揮し、大学の掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するため、教授会と一体となって法人及び大学の運営に取り組む体制を構築する。	III				58	ア 法人が行う教育研究に係る業務については、教授会から選出された教員が連携協力委員として参画し、企画立案・実施について連携強化を図る。 イ 教授会の各種委員会、研究科委員会の各種の取組について、教員と事務職員が一体となって運営する体制を強化する。	ア 連携委員は法人の対策会議に出席し企画立案等に携わり、教授会の活動に反映させるなど、法人移行を契機に創設した連携委員制度は円滑に機能した。 イ 大学の委員会に事務職員が、法人の対策会議には教員が参加して、教員は教育や研究の企画立案、事務職員は議事録の作成や予算執行業務を行い、教員と事務職員が協働して委員会や対策会議を運営した。	III		
(3) 外部意見の反映										
ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。	III				59		中期計画達成済			
イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し法人運営に活用する。	III				60	ア 「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」を開催し、県内看護職者等の代表者と意見交換することにより、看護人材の育成等に役立てる。	ア 看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会を7月に開催し、意見交換を行った。また、議事録を作成し、大学HP上で公開した。	III		

(4) 業務運営の適正化											
ア 内部監査制度を構築するとともに、公認会計士など専門家による業務指導を踏まえ、法人の業務運営の適正化を図る。	III					61	ア 法人監事と連携を図り、効果的な内部監査を実施する。	ア 法人監事（公認会計士）の協力を得て、共同して科学研究費補助金の内部監査を9月に実施した。	III		
イ 内部監査に従事する職員の専門性の向上を図る。	III					62	イ 内部監査主担当以外の職員についても外部機関が主催する研修会等に参加させて、必要な専門知識を習得させる。	イ 内部監査を担当していない企画担当職員に、内部監査初心者を対象とした内部監査入門講座を11月に受講させて、内部監査の基礎能力の向上を図った。	III		

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の確保
	<p>ア 教員 大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や勤務形態を導入するなどにより、創造性豊かな教員の確保に努める。</p> <p>イ 事務職員 計画的な採用等により、法人の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。</p>
	(2) 評価制度の構築
	法人業務の質の向上を図るため、職員の能力・業績を適正に評価する制度について研究し、制度を構築する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 人材の確保 ア 教員											
(ア) 裁量労働制の導入など教員の勤務実態にあった働きやすい環境整備により、教員の確保を図る。	III					63	<p>(ア) 教員の裁量労働制度を継続実施するとともに、健康状況調査を実施し、自己の健康管理を支援する。</p> <p>(イ) 衛生委員会を適切に開催し、職員の安全衛生環境の充実を図る。</p> <p>(ウ) 教員の採用にあたっては、公募や採用選考によることとし、職責に応じた採用基準等に基づき選考するなどにより、優秀な人材の確保を図る。</p>	<p>(ア) 教員の裁量労働制については、継続して実施した。また、健康状況調査については、7月に実施し、教員の健康状態を把握し、必要な者については産業医との面談を計画した。</p> <p>(イ) 衛生委員会を適宜開催するとともに、職場巡視を12月に行い、職員の安全衛生環境の保持に努めた。</p> <p>(ウ) 教員については公募により、教育経験や看護実践経験を踏まえて、教員選考基準に基づき選考し採用した。</p>	III		

(イ) 育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度を設ける。	IV					64		中期計画達成済			
イ 事務職員											
社会人採用枠等を含む事務職員プロパー化計画を作成し、法人職員を順次採用する。	—					65	法人職員採用計画に基づき、法人職員採用試験を実施する。	法人事務局プロパー職員採用試験を実施し、事務職員1名を採用した。 1次試験実施日 9月18日 2次試験実施日 10月16日	III		
(2) 評価制度の構築											
職員の能力・業績に関しては、公正で、かつ、透明性の高い評価方法の仕組みを検討し、適切な評価制度を構築する。	III					66	評価制度についての基本方針を作成する。	法人の人事管理対策会議で検討を行い、職員評価の基本方針を作成した。 また、事務職員に係る評価項目の検討を行うなど、事務職員の評価制度を構築した。	IV		

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 実施体制の充実 適正に事務組織を構成し、事務職員を配置するなど、法人業務の特性を踏まえた事務実施体制を構築する。
	(2) 事務職員の育成 業務運営の充実及び効率化を図るため、事務職員の研修の充実など能力開発や人材育成に努める。
	(3) 事務の効率化 事務の集約化・簡素化と適正な配分等により、事務処理の効率化を推進する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 実施体制の充実											
事務実施体制を随時見直すとともに、その結果に基づき、事務職員の適正配置の基本方針を作成する。	—					67	事務実施体制を見直すために、公立大学法人化後の事務実施体制を検証する。	公立大学法人移行後の事務組織について検証を行い、本件について3月に監事の臨時監査を受けた。	III		
(2) 事務職員の育成											
事務職員の基礎的、専門的な能力向上を図るため、体系的な職員研修体制を整備する。	II					68	ア 研修方針を作成する。 イ 平成24年度から採用開始するプロパー職員の学内研修体制を構築する。	ア 事務局職員の研修方針及び研修計画を作成した。 イ プロパー職員の育成を図るため、事務職員(契約職員を含む。)によるスタートアップ研修の計画を立案した。	IV		
(3) 事務の効率化											
ア 大学の特性に適合した会計制度を構築し、各種事務処理手続の効率化を図る。	III					69	ア 会計処理や各種事務決裁区分等の状況を検証し、さらなる適正な管理に努める。	ア 法人移行後の事務決裁の実態に合わせて、法人事務決裁規程の一部改正を行った。	III		
イ 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化を図る。	III					70	イ 担当業務のマニュアル等を作成する。	イ 職員に対して、業務マニュアルの作成の必要性を呼びかけ、大学独自のマニュアルを作成した。	III		

								<p>作成した主なマニュアルは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試業務マニュアル ・学生生活支援業務マニュアル ・図書館資産管理マニュアル <p>外 10業務マニュアル</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>教育研究活動を円滑に実施するため、学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努める。 また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対処できる危機管理体制を整備する。</p>
------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証										
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等									
(1) 危機管理に関するマニュアル作成と体制の確立																				
ア 危機管理マニュアルを作成し、危機時の対応方法を明示する。	—					71	ア 危機管理マニュアルの作成に向けて、情報収集を行う。	ア 理事が12月に公立大学協会の主催する副学長等協議会に出席し、他大学の危機管理について情報収集を図った。	III											
イ 安全管理の課題把握を確実にを行い、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対応体制の充実を図る。	III					72	イ 会議等の機会を捉えて啓発することにより、職員の危機管理に対する意識の維持向上に努める。	<p>イ 教授会、教員会議等において、危機管理に関する事案について注意喚起し、周知した。また、緊急を要する事案については学内メールにより周知した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>周知方法</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>教員会議</td> <td>他大学における情報流出事件を受け、情報管理の徹底について注意喚起</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>メール</td> <td>インフルエンザ患者発</td> </tr> </tbody> </table>	実施月	周知方法	内容	10月	教員会議	他大学における情報流出事件を受け、情報管理の徹底について注意喚起	1月	メール	インフルエンザ患者発	III		
実施月	周知方法	内容																		
10月	教員会議	他大学における情報流出事件を受け、情報管理の徹底について注意喚起																		
1月	メール	インフルエンザ患者発																		

									生時、学生・教職員に注意喚起			
(2) 安全環境の確保と指導												
ア 学生、職員等にかかわる日常の安全環境の確保、防犯、防災や不適切な勧誘への対策・指導を充実させ、学内外に及ぶ安全を確保する。	III				73	<p>ア 学内の日常的警備・定期点検を充実させ、学内諸施設・設備における危険箇所の早期発見及び安全性の維持に努める。</p> <p>イ 新入学時ガイダンスの一貫として行う全学防災訓練を学生・職員の協働で実施し、防災意識の向上に努める。</p> <p>ウ 防犯・交通安全講話等を適時開催する。</p>	<p>ア 日常的に学内を点検し、体育館外壁タイル及び講義棟等雨漏りの修繕を行った。</p> <p>イ 10月に消防訓練を実施し、1年次生及び教職員が参加した。 1年次生 80名中78名参加 教職員 81名中50名参加</p> <p>ウ 1年次生を対象とした、若年消費者被害防止セミナーを7月に、薬物乱用防止セミナーを12月に開催した。 若年消費者被害防止セミナー 80名中47名参加 薬物乱用防止セミナー 80名中74名参加</p>	III				
イ 地元教育委員会、警察署など地域関係者と適切な連携体制を確立する。	III				74	エ 教育委員会や警察署の不審者情報を利用して、防犯対策に努める。	エ 平成23年度は警察等からの不審者情報は無かったが、情報があった場合の連絡体制は整備している。	III				
(3) 健康危機管理と対策												
ア 学生、職員など全学的に各種感染症の予防指導を推進する。	III				75	ア 国・県・近隣の学校感染症等の情報を把握し、学校感染症など健康危機発生予防と発生時の対応方法の充	ア 岐阜県医師会リアルタイム感染症サーベイランスを利用し、感染症の発生状況を把握した。					

						実を図る。	羽島市等地区でインフルエンザが1定点あたり1週間の平均患者数が40人を超えて大流行となった1月17日に、玄関、トイレ及び教室の出入り口に消毒液配備等の措置を取った。	III													
イ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取り組みができる体制を整備する。	III				76	イ 感染症等発生時には、学校感染症フロー図に沿って対応する。	イ 学生や職員が感染症に罹患したので、学校感染症フロー図に沿って対応した。特段の問題はなく感染症フロー図は適切であったことが確認できた。	III													
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>感染者等</th> <th>状況</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生</td> <td>インフルエンザ罹患</td> <td>・出席停止措置 ・注意喚起</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>実習先での肺結核の発生</td> <td>・健康調査 ・健康状況の観察</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>百日咳の濃厚接触</td> <td>・出勤停止 ・接触者の健康調査 ・注意喚起</td> </tr> </tbody> </table>	感染者等	状況	対応内容	学生	インフルエンザ罹患	・出席停止措置 ・注意喚起	学生	実習先での肺結核の発生	・健康調査 ・健康状況の観察	職員	百日咳の濃厚接触	・出勤停止 ・接触者の健康調査 ・注意喚起		
感染者等	状況	対応内容																			
学生	インフルエンザ罹患	・出席停止措置 ・注意喚起																			
学生	実習先での肺結核の発生	・健康調査 ・健康状況の観察																			
職員	百日咳の濃厚接触	・出勤停止 ・接触者の健康調査 ・注意喚起																			
(4) 情報セキュリティポリシーの確立																					
情報セキュリティを確保するため基本方針の策定、研修の実施により、情報資産の管理体制を確立する。	II				77	ア 情報セキュリティ方針を策定する。 イ 情報セキュリティに関する最新の情報提供を行い、職員・学生等への啓	ア 危機管理対策会議において情報セキュリティポリシーを策定した。 イ 必要に応じ、会議等の場において情報提供を行った。	III													

						<p>発を継続的に行う。</p>	<table border="1"> <tr> <th>提供月</th> <th>提供先</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>教員会議</td> <td>他大学における情報流出事件を受け、情報管理の徹底の注意喚起</td> </tr> </table>	提供月	提供先	内容	10月	教員会議	他大学における情報流出事件を受け、情報管理の徹底の注意喚起			
提供月	提供先	内容														
10月	教員会議	他大学における情報流出事件を受け、情報管理の徹底の注意喚起														
						<p>ウ 情報セキュリティ研修を適時開催する。</p>	<p>ウ 監査法人による事務職員を対象とした研修会を実施した。</p> <table border="1"> <tr> <th>開催月</th> <th>対象者</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>事務職員</td> <td>「大学における情報漏洩の現状」</td> </tr> </table>	開催月	対象者	内容	8月	事務職員	「大学における情報漏洩の現状」			
開催月	対象者	内容														
8月	事務職員	「大学における情報漏洩の現状」														

○ 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 内部監査実施体制の強化

小規模な事務局体制であることによる監査実施体制を補うため、法人監事（公認会計士）に協力を求めて内部監査を依頼し、事務局職員とともに科学研究費補助金の内部監査を実施した。今後も、監事との連携体制が継続できれば、効果的に内部監査を実施することができるものとする。

(2) 事務局職員の連携体制の構築

開学以来、事務局では主だった会議の開催はなかったが、法人事務局総務企画課、大学学務課及び大学図書館の情報共有を図るために、教授会終了後遅滞なく、各課で会議を開催する取組を平成23年11月から開始した。

また、各担当の業務を円滑に進めるために、平成23年12月からチーフ以上の職員で構成するチーフ以上会議を開催した。

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) プロパー職員採用試験の実施

プロパー職員採用計画に基づき、法人化後初めての事務局職員採用試験を実施し、1名を採用した。なお、試験の実施にあたっては、法人の人事管理対策会議において、年間業務スケジュール、教養試験問題提供業者の選定、評価方法など必要な準備を行った。

第1次試験 平成23年 9月18日(日) 教養試験及び論文試験

第2次試験 平成23年10月16日(日) 適性試験及び口述試験

(2) 事務局職員評価制度の構築

勤務評価、事務局内異動、研修を通じた職員育成や資質向上を図るために、プロパー職員を対象とした職員評価制度を構築した。

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 予算検証の実施

予算執行目標の達成状況、効率化対象の可能性、平成24年度予算編成の要望等について、事務局職員に対する予算検証ヒアリングを実施し、その検証結果を平成24年度予算編成に活用して効率的な予算編成を行うことができた。

ヒアリング実施日 平成23年11月8日～9日

※予算執行目標 執行額は配分された予算額の95%以内とすること。

(2) 事務職員の育成

プロパー職員の育成やプロパー職員への事務承継を円滑に進めるために、新規に採用する事務局職員に対して、契約職員を含む全事務局職員が講師となって、法人及び大学のすべての業務の概要を説明する「スタートアップ研修」制度を創設した。

また、県の新規採用者が受講する「新規採用研修（前・後期、9日間）」に法人の新規採用者が受講できるように、岐阜県の職員研修所と調整を図った。

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 災害時の協定締結

① 岐阜県との協定

災害時における被災者等の安全確保、生活復興等の対策を迅速かつ円滑に推進するとともに、県内の防災教育・防災研究の振興を図るための大学の支援協力について県内の25大学等とともに岐阜県と基本協定を締結した。

協定締結日 平成23年11月24日

支援協力事項

- ・被災者を一時収容するための施設の提供や支援物資等を集積するための施設の提供等
- ・災害対策、防災対策を図るための専門的知見を活かした指導・助言
- ・学生の災害・防災ボランティア活動の自主的な参加に対する支援等

② 岐阜羽島警察署との協定

岐阜羽島警察署の施設が自然災害で使用できなくなったときに、大学の施設を羽島警察署が利用する

ことについての協定を締結した。

協定締結日 平成23年11月18日

(2) 災害用備蓄品の購入

昨年度の経営努力により生じた剰余金を活用して、災害時の本学学生や職員の避難に備えて、羽島市が避難所を設置して救援物資が確保されるまでの間の備蓄品を購入した。

数量積算

避難する学生、職員を300人と見込む。

羽島市が避難所を設置し救援物資が確保されるまでの3日間と見込む。

備蓄品リスト

- ・食料品 非常用保存水、紙コップ、非常食(乾パン、クラッカー)
- ・衛生用品 簡易トイレ、吊り下げ式簡易手洗器、生理用品
- ・生活用品 ティッシュ、タオル、毛布、ゴミ袋
- ・その他 発電式懐中電灯、ポリバケツ

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 外部資金の獲得 科学研究費補助金など外部資金の獲得に努める。 (2) その他自己収入の確保 施設の有効活用について検討を行い、適正な使用料収入の確保に努める。
------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 外部資金の獲得											
文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の採択率向上への対策等を行い、獲得に向けた申請を積極的に行う。	III					78	ア 科学研究費補助金等の確保に向けた対策を行う。 イ 外部研究資金に関し、本学に相応しい情報を収集し、教員に情報提供する。	ア 科学研究費補助金申請に向けて、学長及び学部長が申請者ごとに面談して申請書の指導及び助言を行った。 平成24年度 13件 9,400千円 平成23年度 12件 11,300千円 イ 外部資金公募状況の一覧をサイボウズに掲載するとともに、外部資金に関する公募案内を、随時教員に対してメールで周知した。	III		
(2) その他自己収入の確保											
ア 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で施設等を実費など適正な料金で開放する。	IV					79	ア 適正な使用料金を設定し、施設等の有料化を実施する。	ア 平成23年4月より施設貸出の有料化を実施した。 平成23年度収入額 1,103千円	III		
イ 財務内容により教育研究のサービス低下に繋がることのないよう、受益者負担の原則に基づ	III					80	イ 経費の受益者負担のあり方について検討する。	イ 受益者負担を検討するために、11月に学生証などの再交			

づく利用者の応分の負担を検討する。								付手数料に関する調査を公立大 学に対して実施した。	Ⅲ		
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------	---	--	--

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期目標	職員のコスト意識の改革や事務処理の効率化等により、法人運営経費の抑制に努める。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。	III					81	(1) 法人の経営状況を定期的に役員に報告するとともに、職員に対しても財務諸表等を周知する。	(1) 会計規程に則り、毎月の合計残高試算表及び予算執行状況集計表を理事長に報告した。また、平成22年度財務諸表について、教員会議において教員に報告するとともに、メールにより事務職員に周知した	III		
(2) 管理的経費の削減を図る。	III					82	(2) 施設管理業務などの委託業務について、複数年契約の導入を検討する。 (3) 管理的経費については、対前年比1%以上の削減に努める。	(2) 施設管理業務の委託契約について平成24年度から平成27年度までの複数年契約を行った。 (3) 特別運営費交付金の対象となる施設の修繕費など各年度で臨時的に発生する経費を除いた一般管理費は、再生紙や電気使用量の削減等の経営努力を行ったが、電気料金単価の引き上げ等や法人として新たに必要となった経費(派遣職員に対する健康診断費の負担廃止、科研費の基金化に伴うプログラム改修等)が増えたことにより、対前年比9%増加した。	II		

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

中期 目標	適正な資金管理を行い、資金の安全かつ効率的・効果的な運用に努める。
----------	-----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
資金については、運用基準を定め、安全かつ効率的な運用を図る。	III					83	資金運用基準に基づき、余裕資金を適正に運用する。	財務管理対策会議において、運用資金基準及び運用計画を検討し、資金を3ヶ月及び1年の定期預金で運用した。	III		

○ 財務内容の改善に関する特記事項

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 研究に関する外部資金情報の提供

研究に関する外部資金の募集案内を、教員に対して14件の外部資金公募情報を提供した。特に、平成23年度からは、郵送により提供される外部資金情報の他に、職員がインターネットにより検索して情報提供し、外部資金の確保に努めた。

また、昨年度に始めた外部資金の情報提供の取組が教員に浸透し、若手教員が自ら外部資金の情報を収集して申請を行い、外部資金を獲得するなど取組の成果は着実に現れてきた。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 複数年契約の締結

大学の施設管理委託業務（清掃業務及び施設管理業務）に関して、法人の契約審査会に諮るなど複数年契約に向けた準備を行い、平成24年度から27年度までの4年間の契約を締結し、管理経費の節減を推進した。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

(1) 資金運用の実施

平成23年度から余裕資金については定期預金で運用した。長期余裕資金の運用にあたっては、預金金利を市内の3行の見積合わせにより運用先を選定した。

第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>教育研究活動及び法人運営について、定期的に自己点検及び評価を行うとともにその結果に基づく改善措置を実施する。 また、自己点検及び評価の結果を定期的に公表する。</p>
------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 毎年度末に、自己点検・評価結果に基づく改善措置を計画し、次年度の取組みとして推進する。	III					84	(1) 教学組織である教授会及び研究科委員会並びに法人組織において自己点検評価体制を確立し、本学の掲げる目標の達成に向けて自己点検評価を行う。	(1) 大学においては自己点検評価委員会、法人においては事務局で、それぞれ教育研究又は法人運営に係る現状、点検評価、改革に向けた方策等についての自己点検評価を行った。	III		
(2) 機関別認証評価については、7年毎に財団法人大学基準協会を受審する。	III					85	(2) 財団法人大学基準協会の大学評価結果について教職員に周知するとともに、改善へ向けた取組を行う。	(2) 平成23年3月に通知を受けた財団法人大学基準協会の大学評価の結果については、平成23年4月7日に開催された教員会議において報告した。また、助言を受けた事項については、継続して改善の取組を行うこととした。	III		

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

中期目標	県民に対する説明責任を果たすため、法人の諸活動の実績等について適切な方法で公表し、法人運営の透明性を図る。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 本学の研究紀要等の研究成果物はホームページ上でも公表する。	III					86	(1) 紀要、共同研究及び看護実践研究指導事業の実施状況をホームページに掲載する。	(1) 紀要については、第11巻1号(平成23年3月発行)をホームページに掲載した。 共同研究については、共同研究課題一覧及び「平成22年度共同研究報告書」を掲載した。 看護実践研究指導事業については、テーマ及び「平成22年度看護実践研究指導事業報告書」を掲載した。	III		
(2) 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務諸表等のほか、大学の運営状況についても、ホームページで公表する。	III					87	(2) ホームページで中期目標、中期計画、年度計画、財務運営状況、法人運営状況等を公表する。 (3) 学校教育基本法施行規則の一部改正により、求められる教育情報を積極的に公表する。 (4) 財団法人大学基準協会による大	(2) 中期目標、中期計画、年度計画は法人情報として掲載し、変更があればその都度追加で掲載した。また、財務情報として財務諸表、大学運営・評価情報として認証評価状況などを掲載しているほか、理事会及び審議会の議事録を公開した。 (3) 教育情報の公表項目について、全てホームページ上で公表した。 (4) 財団法人大学基準協会から	III		

							学評価結果をホームページに掲載する。	通知のあった大学評価結果については、大学ホームページに掲載した。			
--	--	--	--	--	--	--	--------------------	----------------------------------	--	--	--

○ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 改善措置の検討

大学基準協会から大学評価結果として助言を受けた授業評価結果の学生への公表やシラバスの充実について、教務委員会が中心になり全学的に検討を行い改善に取り組んだ。

改善の取組内容

- ・学生の授業評価の学生への公開の試行準備
- ・成績評価方法及び授業計画の記載方法の改善

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 入札結果の公表

法人の入札についてはホームページ上の調達情報で入札の公告を行っているが、一般競争入札に関する落札者を決定したときは、落札者の氏名、落札金額等をホームページに掲載し、法人運営の透明性を図った。

公表した一般競争入札

- ・情報システム関連機器等導入及び賃貸借維持管理委託業務
- ・教務システム更新及び保守管理業務委託

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

中期目標	良好な教育研究の環境を確保するため、法人の施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証							
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等						
(1) 本学の理念と目標に向けた図書館の蔵書充実を図る。	III					88	(1) 看護学に関する邦文・欧文の雑誌、書籍を一層充実させる。	(1) 全教員による新刊選書を通年で実施するとともに、和書の選書を2回、洋書の選書を1回実施し、新刊を中心に洋書も含めて780冊あまりの看護学書を購入し、所蔵を充実させた。 また、これまでの利用状況を考慮して必要度が少ないと判断された雑誌の購入を控えるとともに、購入希望の多い看護系学会誌を中心に新たに購入することとした。	III								
(2) 施設の整備については、中長期的な計画を策定する。	—					89	(2) 施設の中期修繕計画を作成する。	(2) 施設等管理対策会議において、施設の中期修繕計画を作成した。	III								
(3) 施設、設備等の適切な維持管理を行い、有効な活用を図る。	III					90	(3) 施設等については、適切な修繕を行う。	(3) 設設備等の修繕を適宜行った。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">修繕月</th> <th style="width: 85%;">修繕内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>研究棟西出窓フィルム貼り工事（8カ所）</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>天井張替及び漏水</td> </tr> </tbody> </table>	修繕月	修繕内容	6月	研究棟西出窓フィルム貼り工事（8カ所）	8月	天井張替及び漏水	III		
修繕月	修繕内容																
6月	研究棟西出窓フィルム貼り工事（8カ所）																
8月	天井張替及び漏水																

2 倫理に関する目標を達成するための措置

中期目標

良好な教育研究活動や職場環境の維持を図るため、学生及び職員の倫理観を高め、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、ハラスメント等の行為の発生の未然防止と対応体制の確立を図る。また、法人が行うすべての業務において、個人情報の管理を確実にし、管理方法の点検を推進する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 法人の倫理綱領を策定し、これを遵守し、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、個人情報の管理を確実にし行う。	III					91	(1) 個人情報保護に関する事務を適正に実施するため、個人情報保護に関する事務の手引書を作成する。	(1) 個人情報に関する事務を適正に行うために、個人情報保護に関する事務手続の手引書を作成した。	III		
(2) 本学のあらゆる場面におけるハラスメント防止について、関係する人々への啓発に努め、防止対策・相談窓口の充実を図る。	III					92	(2) ハラスメントに関する研修会を開催するなど、学生及び職員等に対する啓発活動を推進する。	(2) 学生向け研修会（4月）や教職員向けキャンパスハラスメント防止研修会（12月）を開催するとともに、リーフレットを作成し配布した。 ・学生向け研修会 参加者 1年生79名、2年生11名、3年生8名 ・教職員向けキャンパスハラスメント防止研修会 参加者 教員49名 [対象者数51名]、事務職員20名 [対象者数21名]	III		
(3) 研究費を含む経費の不正使用を防止する。	III					93	(3) 科学研究費補助金など研究資金に係る執行の適正マニュアル等を随時見直す。	(3) 謝金単価を明確にするなど、科学研究費等補助金取扱要綱の改正を行った。	III		

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

中期 目標	環境保護や省エネルギー化を推進し、環境に配慮した法人運営を図る。
----------	----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 環境に配慮した省エネルギー計画を作成し、積極的に進める。	III					94	(1) 省エネルギー計画作成に向けて、省エネルギー診断を受ける。	(1) (財)省エネルギーセンターによる省エネルギー診断を1月に受診し、今後の対策を検討した。	III		
(2) 本学にふさわしい環境の保護に関する基本方針を策定する。	III					95	(2) 職員による環境美化運動を実施する。	(2) 環境美化運動として、大学周辺のゴミ拾いを5月と11月に行った。 ・第1回 参加者 教員16名 事務職員14名 ・第2回 参加者 教員17名、事務職員17名	III		

○ その他業務運営に関する特記事項

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

(1) 修繕計画の作成

本学は開学して12年が経過し、建物及び施設等については経年劣化等に伴う重なる維持修繕を行ってきており、施設等の安全、安心を確保するための劣化防止や劣化部分の改善するための修繕計画を策定した。

第1期中期計画で、緊急性の高い施設及び設備は次のとおりである。

- ・大学校舎の冷暖房
- ・入退室管理システム
- ・大学講堂のAV設備
- ・図書館照明設備
- ・研究棟の雨漏対策
- ・職員宿舍の空調設備及び給湯器

2 倫理に関する目標を達成するための措置

(1) キャンパスハラスメント防止研修会

教職員向けキャンパスハラスメント防止研修会を、教育能力開発委員会とキャンパスハラスメント防止対策部会が協働して企画し、教職員のグループディスカッションによる形式で開催した。

テーマ 「キャンパスハラスメント防止に向けて」

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

(1) 省電力への取組

東日本大震災の影響により、夏以降の電力量の絶対的な不足が見込まれ、大学は電力の大口需要者であることから、省電力への取組として学生や教職員に呼びかけ、協力を依頼した。

第1次取組 平成23年6月8日

取組内容 冷暖房時の温度設定の1℃抑制 等10項目

第2次取組 平成23年7月21日

取組内容 8月の盆の時期を一斉休業とし、大学への立入禁止 等6項目

第6 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
収入		収入		収入	
運営費交付金	4,035	運営費交付金	679	運営費交付金	608
自己収入	1,373	自己収入	235	自己収入	240
授業料等収入	1,295	授業料等収入	222	授業料等収入	223
雑収入	78	雑収入	13	雑収入	17
計	5,408	計	914	目的積立金取崩	1
				計	851
支出		支出		支出	
業務費	4,814	業務費	860	業務費	754
教育研究経費	1,001	教育研究経費	230	教育研究経費	203
人件費	3,813	人件費	630	人件費	550
一般管理費	594	一般管理費	54	一般管理費	50
計	5,408	計	914	計	804
				※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。	

2 収支計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
費用の部	5,536	費用の部	927	費用の部	833
経常費用	5,509	経常費用	927	経常費用	833
業務費	4,455	業務費	799	業務費	723
教育研究経費	642	教育研究経費	169	教育研究経費	171
人件費	3,813	人件費	630	人件費	552
一般管理費	594	一般管理費	54	一般管理費	48
財務費用	8	財務費用	1	財務費用	0
雑損	0	雑損	0	雑損	0
減価償却費	452	減価償却費	73	減価償却費	60
臨時損失	27	臨時損失	0	臨時損失	0
収益の部	5,536	収益の部	927	収益の部	873
経常収益	5,509	経常収益	927	経常収益	860
運営費交付金収益	3,961	運営費交付金収益	666	運営費交付金収益	603
授業料等収益	1,295	授業料等収益	222	授業料等収益	213
財務収益	0	財務収益	0	財務収益	0
雑益	78	雑益	13	雑益	17
資産見返運営費交付金等戻入	7	資産見返運営費交付金等戻入	1	資産見返運営費交付金等戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	168	資産見返物品受贈額戻入	25	資産見返物品受贈額戻入	25
臨時利益	27	臨時利益	0	臨時利益	13
純利益	0	純利益	0	純利益	40
総利益	0	総利益	0	目的積立金取崩額	1
				総利益	41

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

3 資金計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
資金支出	5,408	資金支出	914	資金支出	974
業務活動による支出	5,050	業務活動による支出	852	業務活動による支出	776
投資活動による支出	73	投資活動による支出	13	投資活動による支出	94
財務活動による支出	285	財務活動による支出	49	財務活動による支出	36
次期中期計画期間への繰越金	0	次期中期計画期間への繰越金	0	次期への繰越金	67
資金収入	5,408	資金収入	914	資金収入	974
業務活動による収入	5,408	業務活動による収入	914	業務活動による収入	842
運営費交付金による収入	4,035	運営費交付金による収入	679	運営費交付金による収入	600
授業料等による収入	1,295	授業料等による収入	222	授業料等による収入	221
その他の収入	78	その他の収入	13	その他の収入	20
投資活動による収入	0	投資活動による収入	0	投資活動による収入	0
財務活動による収入	0	財務活動による収入	0	財務活動による収入	0
				前期からの繰越金	132

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

第7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1億円 【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	1億円 【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	該当なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

第9 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	平成22年度の剰余金5千万円を目的積立金とし、このうち135万円を取り崩して、施設設備の改善等に充てた。 使途の内容 災害用備蓄品の購入

第10 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置（通し番号6 3～6 6）に記載のとおり

3 中期目標の期間を超える債務負担

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし